

国有地の売却・貸付の主な方針について

1. 国家公務員宿舎の削減計画に基づく情報提供について・・・・・・・・・・①

(1) 目的および情報提供

国は全国宿舎戸数約21万8千戸から16万3千戸へ、約5万6千戸(25.5%)程度の削減をし、東日本大震災の復興財源確保のための売却を基本に順次処分することが公表された。(平成23年12月1日公表、個別検討結果等の詳細については平成24年11月26日に追加公表)

該当する国有地(品川区該当は5件)について、「未利用国有地に係る情報提供」として、国より地方公共団体に対し情報提供(取得照会)が行われる。

(2) 活用に向けた主な流れ

区が活用を要望する場合は、国の取得照会から3か月以内に利用用途(事業内容、事業の必要性)・活用方法(取得、貸付)・活用開始時期などを明記した調書を提出する。その後、区から提出された調書の内容を踏まえ、国による売却または貸付の決定ののち結果が区へ通知される。

2. 介護施設整備に係る国有地の活用について・・・・・・・・・・②

(1) 目的および情報提供

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月)による「介護離職ゼロ」の実現に向け、用地確保が困難な都市部等において、賃料減額といった国有地の更なる活用により、介護施設等整備を促進する目的で開始された。

上記目的での活用を行う方針となった国有地について、国より地方公共団体に対して貸付による活用について情報提供(活用照会)が行われる。

(2) 活用に向けた主な流れ

区が活用を要望する場合は、国の活用照会により示された期限(1~2か月程度)内に、活用の有無、活用方法を回答する。その後、区から提出された回答の内容を踏まえ、国による貸付の決定ののち結果が区へ通知される。

3. 各パターンにおける区内事例

	公有地	取得・借受	利用用途等
①	国家公務員宿舎 財務省品川寮	借受	保育所用地として借受（民間事業者に転貸）
	国家公務員宿舎 財務省品川第二寮	— （民間が取得）	民間事業者が高齢者施設用地として取得・整備
	国家公務員宿舎 国土交通省上大崎寮	取得	子育て支援施設用地として取得
	国家公務員宿舎 合同宿舎小山台住宅	— （協議中）	防災・にぎわい・福祉施設、道路拡幅等用地としての取得を協議中
	国家公務員宿舎 農林水産省峰友寮	— （協議中）	
②	最高裁判所 大井西・大井東宿舎	— （協議中）	防災・福祉施設等用地としての取得を協議中
他	厚生労働省 旧社会保険事務所跡	取得	福祉施設用地として取得・整備